

下請工事契約時チェックリスト

（当該下請工事における元請負人）

商号または名称

代表者氏名

印

No.	項目	YES	NO
1	一括下請発注を行っていない。		
2	福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱（以下「適正化要綱」という。）第6条第1項ならびに第7条第1項第6号および第7号に違反する下請契約を締結していない。		
3	下請負人は、当該下請工事の施工に必要な種類の建設業法第3条第1項の許可を有している（発注予定の下請工事が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事を超える建設工事である場合に限る。）。		
4	建設業法の規定により営業を停止され、または禁止されている者ではない。		
5	福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている者ではない。		
6	適正化要綱第17条第2項ただし書きに規定する下請参加停止業者ではない。		
7	社会保険（健康保険、厚生年金保険および雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者または社会保険の保険料に未納がある者ではない（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）。		
8	下請契約を締結する前に、下請負人に対して、当該下請負契約の具体的内容等を提示するとともに、建設業法第20条第3項の規定に基づき、下請負予定者が見積りを行うために必要な期間を確保し、十分な協議を行った。		
9	自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としていない。		

1 0	請負金額は、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期、工程等を反映した合理的なものであり、その決定に当たっては、見積りおよび協議を行う等の適正な手順を踏まえた上でやっている。		
1 1	下請負人から工事の種別ごとの経費の内訳と法定福利費の内訳を明示した見積書を提出させ、提出された見積書を尊重した。		
1 2	建設工事標準下請契約約款または同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、直接請負者が下請契約を締結しようとするときは適正化要綱別表 1 に掲げる条項を、直接請負者以外の元請負人が下請契約を締結しようとするときは適正化要綱別表 2 に掲げる条項を、追加して記載している。		
1 3	下請負人が配置する予定の主任技術者は、適正化要綱第 8 条第 1 項第 7 号に掲げる事項を満たす者である。		
1 4	労働基準法、最低賃金法および労働安全衛生法に係る建設労働者の雇用条件等に抵触する事実はない。		
1 5	下請契約書の締結に先立って下請工事を開始していない。		
1 6	その他法令に抵触する事実はない。		

〔記入要領〕

- 全ての元請負人は、福井県発注工事に係る全ての下請契約締結時に、下請発注した工事について、上記項目を確認すること。
- 直接請負者が下請契約を締結したときは、遅滞なく工事元請・下請関係者（変更）届出書（土木工事関係書類作成要領様式－1 4）の添付書類として、当該下請契約書および見積書の写しとこの下請工事契約時チェックリストを、発注機関の長に提出すること。  
また、直接請負者以外の元請負人が下請負契約を締結したときは、遅滞なく、直接請負者に再下請負通知書の添付書類として、当該下請契約書および見積書の写しとこの下請工事契約チェックリストを提出し、それを受けた直接請負者は、その写しを遅滞なく工事元請・下請関係者（変更）届出書（土木関係工事作成要領様式－1 4）の添付書類として発注機関の長に提出すること。  
なお、直接請負者が県から請け負った工事が設計額 2 5 0 万円未満の工事である場合は、この下請工事契約時チェックリストの発注機関への提出を省略することができる。
- これらは変更契約時も同様とする。
- チェック項目中、「NO」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。  
チェック項目 No. 2 について「NO」の場合は、直接請負者は適正化要綱様式第 2 号により発注機関の長あて申請し、その承認を受けなければならない。